

令和4年

6月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和4年6月定例総会 会議録

1 日 時 令和4年6月13日（月） 午後2時00分 開議

2 場 所 八幡タウンセンター 交流ホール

3 出席委員（29名）

| | | | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 佐藤 浩良 | 委員 | 2番 | 齋藤 均 | 委員 | 3番 | 池田 良之 | 委員 |
| 4番 | 阿部 香美 | 委員 | 5番 | 吉高祐二郎 | 委員 | 6番 | 佐藤 利篤 | 委員 |
| 7番 | 五十嵐弘樹 | 委員 | 8番 | 伊藤 正行 | 委員 | 9番 | 伊與田明子 | 委員 |
| 10番 | 五十嵐直太郎 | 委員 | 11番 | 川村 恵実 | 委員 | 12番 | 池田 耕 | 委員 |
| 13番 | 池田 憲一 | 委員 | 14番 | 土田 治夫 | 委員 | 15番 | 佐藤 秀之 | 委員 |
| 16番 | 飯塚 将人 | 委員 | 17番 | 佐藤 良 | 委員 | 18番 | 遠田 裕己 | 委員 |
| 19番 | 石川 渡 | 委員 | 20番 | 佐藤 耕造 | 委員 | 21番 | 兼山 宏勝 | 委員 |
| 22番 | 高橋 公基 | 委員 | 23番 | 高橋 義弘 | 委員 | 24番 | 三浦ひとみ | 委員 |
| 25番 | 尾形 大介 | 委員 | 26番 | 後藤 保喜 | 委員 | 27番 | 佐々木治人 | 委員 |
| 28番 | 大場 重樹 | 委員 | 29番 | 荘司太一郎 | 委員 | | | |

4 欠席委員（なし）

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 佐藤輝一
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
4. 所有権移転の権利の失効について

7 議 事

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第30号 農用地利用集積計画について
議第31号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について

8 開 会

開 会
(午後2時00分 開会)

○村岡事務局長

それでは、ただいまから令和4年6月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会に当たり、五十嵐会長より挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規程第19条により、会長が務めるということになっております。
それでは、五十嵐会長、よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員はございません。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、29番、荘司太一郎委員、1番、佐藤浩良委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について10件、2、農地法第5条届出書の受理について4件、3、農地法第18条第6項の規定による通知受理について3件、4、所有権の移転にかかる権利の失効について1件、以上18件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方、お願いたします。
何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、7ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件の欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では農業者年金への影響はございません。

酒田41番、酒田42番、43番、いずれも受け人が同一となっております。

酒田41番、十里塚の畑1筆、相手方の要望、賃貸借権の設定です。10アール当たり4,000円でございます。賃貸期間が5年間となっております。

続きまして、酒田42番、十里塚の畑1筆、相手方の要望、賃貸借権の設定で、10アール当たり4,000円。こちらも5年間となっております。

酒田43番、十里塚の畑3筆、相手方の要望、賃貸借権の設定で、10アール当たり4,000円です。こちらは期間10年間となっております。

以上、3件です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

6月6日に第2班による調査委員会を行っております。

議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

○14番 土田治夫委員

14番、土田です。

賃貸借が5年間と言いましたが、5年たつと自動解約とか3条許可の場合はどういうふうになりますか。

○五十嵐直太郎 議長
事務局、ご答弁願います。

○安倍農地係長
利用集積の利用権設定の場合は、契約期間の終期をもって契約が終了になるわけですが、3条許可の場合は、双方の意思表示がないと自動更新となります。というわけですので、ご注意いただきたいということでございます。

○五十嵐直太郎 議長
そのほか、ご質問、ご意見ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第27号については許可決定といたします。

◎議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第28号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長
議第28号 農地法第4条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長
8ページをご覧ください。
議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について。
酒田1番です。新堀の畑1筆の転用です。
転用事由が、住宅敷地となっております。農地区分は2種農地と判断しております。許可基準としましては、日常生活上必要な施設で集落に接続ということで、許可可能と判断しております。
別紙資料をご覧ください。2ページ、3ページになります。
新堀の住宅の中の畑でございます。字限図の2ページをご覧ください。
128-1の必要部分を128-3に分筆しまして、今回住宅敷地とするものです。
それでは、現地の写真を撮っておりますので、スライドをご覧ください。
(スライドを映写)
スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

- 16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。
- 五十嵐直太郎 議長
質疑に入る前ではございますが、4条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。
酒田1番の現地調査の結果を、27番、佐々木治人委員より報告します。
- 27番 佐々木治人委員
27番、佐々木です。
5月31日に事務局と現地確認をしました。集落内の農地を必要部分のみ分筆して住居を建てる計画で、周囲への影響もないと考えます。
ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 五十嵐直太郎 議長
それでは、これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願ひいたします。
質問ございませんか。
(発言する者なし)
- 五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第28号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第28号については許可決定といたします。

◎議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第29号 農地法第5条の規定による許可の計画変更についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願ひます。
- 村岡事務局長
議第29号 農地法第5条の規定による許可申請については、3件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。
- 安倍農地係長
酒田9番、広野の畑1筆、転用事由が住宅敷地、所有権移転です。
農地区分は第2種農地と判断しております。許可基準としては、日常生活上必要な施設で集落に接続ということで、許可可能としております。
別紙資料の1ページをご覧ください。
10aあたりの売買価格ですけれども、909万円ということで、総額300万円となっております。
別紙資料の4ページ、5ページをご覧ください。

広野の奥井地区で、案内図5番、左上に県道が走ってございまして、Aコープの錦町店といちご畑の東側にある集落内にある畑になっております。

字限図をご覧ください。

237-1の必要部分として237-3に分筆しての転用になります。

それでは、議案に戻りまして、酒田10番、坂野辺新田の地目が畑と山林の砂採取で、賃貸借権の設定になっております。農地区分は農用地ということで、許可基準は一時転用で、期間が1年間です。

山林地目につきましては現況畑で、採取量が5万2,282立米となっております。

別紙資料6ページ、7ページをご覧ください。

坂野辺新田の農地で、7ページの全体計画図をご覧ください。

今回が3期目の採取になっております。

確約書は10ページ、11ページ、12ページをご覧いただきたいと思います。

採取後の営農作物はイチジク、柿になっております。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田2番です。

譲渡人は〇〇、譲受人は局の〇〇有限会社です。

申請地は、檜橋の畑1筆、137平方メートルです。申請目的は事業所敷地です。権利は所有権移転、農地区分は第2種農地の判定をしております。判断理由としては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。許可基準は既存施設の拡張です。売買価格は別添資料にありますとおり10アール当たり36万5,000円です。

〇〇有限会社事業所敷地と畑とは1.5メートルの段差があります。土留めを行っていた木杭の腐食により事務所が崩落するおそれが出てきたため、畑の一部を購入し、崩れないようにL型擁壁を設置するという内容です。崩落した場合は畑への影響が出るため、譲渡人と協力し必要な面積の分筆登記を行い、申請に至っております。

それでは、別添資料8ページ、9ページをご覧ください。

位置図をご覧いただくと、申請地は、悠々の杜自然歴史公園の記載がある西側になります。案内図をご覧いただくと、申請地の西側が市道になります。申請箇所の南側に〇〇有限会社平田支店と記載がありますが、ここが事業所になります。

次に、字限図をご覧ください。

〇〇の事業所が建っているところは120-8番で、申請地は117-7、117-2を分筆しております。

周りが宅地で、農地に当たる場所は117-1の畑の部分になりますが、承諾書を頂戴しております。

それでは、スライドでご説明いたしますので、審議の参考にしていただきますよう、ご覧ください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田9番の現地調査の結果を私より報告いたします。

10番、五十嵐です。

スライドでご覧になったとおり、奥井新田というところがございます。ご覧になったとおり道路に面してございまして、周囲も住宅地となっており、何も問題はないはないかなと考えております。皆さんの審議をよろしく願いいたします。

以上、報告を終わります。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、酒田10番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。
続いて、平田2番の現地調査の結果を19番、石川渡委員より報告願います。

○19番 石川渡委員

19番、石川です。

5月31日、事務局と現地確認いたしました。現地は隣接する畑とL型擁壁で保護する計画となっており、周囲に影響はないと考えます。ご審議よろしく願います。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

私のほうから1つよろしいですか。

酒田10番、砂採取の案件で、スライドを見ますと、最後のほうの画面で松の木のすぐそばに赤線が引いてありました。路肩の確保が丈夫なのか、確認をしたいと思いますが、どうですか。

○安倍農地係長

こちらのほうは所有者と協議してきちんと整理しているという回答をいただいております。

○五十嵐直太郎 議長

5メートルを確保するということになっていきますので、その辺をしっかりとお願いしたいと思います。それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。

何か質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第29号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第29号については許可決定といたします。

◎議第30号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第30号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第30号 農用地利用集積計画については、1、特別事業、(1)所有権の移転1件、2、一般事業、(1)所有権の移転3件、(2)利用権の設定4件の計画の申出がありました。その可否を設定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、11ページをご覧ください。

今回、審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件の欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員から、あらかじめ確認をしていただいております。それでは、1、特別事業、(1)所有権の移転です。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡2番、譲渡人はやまがた農業支援センターで、譲受人は株式会社〇〇になります。売買価格につきましては、10アール当たり5万3,051円です。移転時期については6月17日、支払い時期については7月29日ということになります。以上です。

○安倍農地係長

続きまして、11ページ、2、一般事業、所有権の移転です。酒田1番、大町の田1筆、10アール当たり50万円、総額49万3,500円です。移転時期、支払い時期ともに令和4年6月24日です。譲受人は認定農業者となっております。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田地区です。平田2番、3番、同じ譲渡人で〇〇です。平田2番は、10アール当たり30万円、総額96万8,700円。平田3番については、上の筆が10アール当たり25万円、下の筆が10アール当たり35万円、総額32万8,000円。移転時期、支払い時期ともに令和4年6月30日。も認定農業者になります。

○八幡総合支所 後藤事務員

続きまして、2、一般事業、利用権の設定になります。14番、八幡23番、10アール当たり賃借料が6,000円、1年の新規です。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田84番です。10アール当たり賃借料が0円、5年の新規です。平田85番、86番、同じ借受人です。こちらは10アール当たり賃借料が1万1,000円、10年の更新です。以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。議第30号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。議第30号 農用地利用集積計画について、計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第30号については計画決定といたします。

◎議第31号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第31号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第31号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について、こちらにつきましては、農林水産省の経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」並びに「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づきまして、令和3年度の点検・評価並びに令和4年度の目標設定を行うものであります。

詳細について説明いたします。

○阿彦事務局次長

それでは、15ページをご覧ください。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価からご説明いたします。

なお、数値についての確認を行うものにとどめまして、詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

それでは、15ページ、1番、農業の概要の欄につきまして、耕地面積のところが今年度から変更になっております。田が1万300ヘクタール、畑が1,690ヘクタール、合計しまして1万1,900ヘクタールに今年から変更になっております。なお、全体では1万2,978ヘクタールでございました。その下の表につきましては、2020年の農林業センサスについて資料を取ったものでございます。また、右のほうにございますけれども、経営数というところに、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、1つ飛びまして集落営農経営は担い手として数字を算定しているものでございます。

1ページおめくりください。16ページになります。

2番、担い手への農地の利用集積・集約化です。

令和3年度末の状況として、最初に令和3年度当初の目標面積をこちらの欄に書く都合があるものですから、ここについての農地面積は1万2,100ヘクタールとなっております。そちらに対しまして、令和3年度中の、先ほど申し上げました担い手が集積した農地面積は9,394ヘクタールとなりまして、集積率としましては、77.2%になります。令和3年度の目標及び実績ということで書いてございますけれども、先ほどの9,394ヘクタールのうち新規に集積ものが245ヘクタールということでございまして、3年度の目標達成率は100%となっております。

次のページをご覧ください。

3番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。

真ん中の2番をご覧ください。

3年度の目標及び実績でございます。

目標1経営体に対して実績は5経営体ということで、達成率は600%です。参入目標面積も0.5ヘクタールに対しまして2ヘクタールということで、400%達成しております。目標達成に向けた活動につきましては、相談活動、あっせん活動及び会報きらりへの掲載でございます。

18ページをお開きください。

4番、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

これは先ほどの3年度当初の目標を示されておりますので、1万2,100ヘクタールに遊休農地28.8ヘクタールを足した1万2,128.8ヘクタールを基として数字を算定いたします。それに基づき

ますと遊休農地の割合は0.23%です。

2番のほうに3年度の解消実績がありますが、実際に解消実績としては10.1ヘクタールでございました。達成状況はご覧のとおりです。

また、3番のほうにあります活動内容としましては、農地パトロールを行った内容について記載がされているものでございます。ご確認をお願いいたします。

19ページになります。

5番です。違反転用への適正な対応でございまして、2番の令和3年度実績のところをご覧いただきたいと思いますが、0.1ヘクタールということで、今時点で指導を行っている農地でございます。今現在、指導を継続しているところでございますので、今年度中の是正を目指しています。3番の活動実績につきましては、ご覧のとおりとなります。

20ページ、21ページ、22ページでございます。

6番について、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、23ページをご覧ください。

令和4年度最適化活動の目標の設定等について。

1番、農業委員会の状況について申し上げます。

農地の面積については、先ほど申し上げました耕地面積のところは1万1,900ヘクタールということで数値が定まっております。

24ページをお開きください。

2番、最適化活動の目標になります。

これまでの農地集積面積ということで、担い手への集積面積が9,394ヘクタールに対して集積率は78.9%となっております。酒田市農業委員会の指針として、令和5年度末まで80%を目指すことにしておりますので、②の目標の欄にはこちらの80%まで、2か年のうちに、今年の新規集積面積を63ヘクタールとしております。80%との差を2か年で割り返した数字が63ヘクタールということでございます。こちら、今年度末では集積率が79.4%となります。続いて、(2)遊休農地の解消についてですが、こちらについて、その下の②の目標をご覧ください。

アのところで、Aというところに緑区分の遊休農地の解消というところがあります。今年度1年間で4.6ヘクタールの緑区分の遊休農地解消を目指すこととなります。その下には、片仮名のイがございましたけれども、新規発生の遊休農地の解消ということでございます。

それでは、25ページをご覧ください。

(3)新規参入ということで、②の目標のところになりますが、こちらについては、平成28年度から平成30年度までの権利移動が行われた面積を平均しまして、その平均値の1割相当数を今年の新規参入者への貸し付けが可能面積として公表するとしております。面積については41ヘクタールとしているものでございます。

その下、2番です。最適化活動の目標設定は、農業委員1人当たりの活動日数は月11日を目指します。活動強化月間については、農地パトロールやマッチング活動などで年間4回を予定しているところでございます。

その下の(3)新規参入相談会への参加目標は、山形県庄内総合支庁酒田農業技術普及課と連携しまして、1回ごとの参加を予定しているものでございます。

説明は以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま次長のほうから説明いただきました。

このことについて何かご質問、ご意見がある方、お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第31号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決定とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第31号について決定いたします。
以上をもちまして、令和4年6月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後3時01分 閉会)